公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十二年十月二十一日

近畿経済産業局長　永塚　誠一

一　件名　伊丹産業株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年十一月十二日　午後二時から

三　場所　西脇市コミュニティセンター西脇区会館（兵庫県西脇市西脇二二二番地の三）

四　事案の要旨

1　ガス料金その他の供給条件についての一般ガス供給約款の変更（平成十九年三月三十日付でガス事業法に基づき認可を受けたガス料金を平均二十六・〇八パーセント引き上げるほか、原料費調整制度に係る指標等の変更にともない、一般ガス供給約款の変更を行う。）

2　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）並びに伊丹産業株式会社本社（兵庫県伊丹市中央五丁目五番十号）及び西脇都市ガス事業所（兵庫県西脇市郷瀬町四八七番地のニ）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「伊丹産業株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十月二十八日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「伊丹産業株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十月二十八日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あてに通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

伊丹産業株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

機械受注統計調査報告（平成22年８月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成17年４月調査より、日本標準産業分類の改訂（平成14年10月施行）に準拠して、需要者の産業分類等を変更した。表章については、平成22年４月調査より、従来の移行期表章分類から新表章分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成21年７～９月	10～12月	22年１～３月	４～６月	22年５月	６月	７月	８月
受注総額	49,456	53,425	58,247	55,988	17,428	19,027	20,104	22,070
	（ 9.0）	（ 8.0）	（ 9.0）	（ −3.9）	（ −10.8）	（ 9.2）	（ 5.7）	（ 9.8）
	〔 −30.2〕	〔 −5.8〕	〔 17.4〕	〔 23.7〕	〔 17.2〕	〔 24.2〕	〔 23.4〕	〔 38.4〕
民需	24,937	25,095	25,854	24,955	7,625	8,423	9,070	11,304
	（ −2.4）	（ 0.6）	（ 3.0）	（ −3.5）	（ −14.4）	（ 10.5）	（ 7.7）	（ 24.6）
	〔 −23.2〕	〔 −10.1〕	〔 0.2〕	〔 −2.0〕	〔 −16.0〕	〔 2.6〕	〔 14.7〕	〔 32.2〕
〃（船舶・電力を除く）	20,671	20,904	21,514	21,589	6,929	7,040	7,663	8,435
	（ −0.7）	（ 1.1）	（ 2.9）	（ 0.3）	（ −9.1）	（ 1.6）	（ 8.8）	（ 10.1）
	〔 −27.3〕	〔 −14.0〕	〔 −1.8〕	〔 3.3〕	〔 4.3〕	〔 −2.2〕	〔 15.9〕	〔 24.1〕
製造業	6,844	7,994	9,129	8,342	2,562	2,816	3,101	3,490
	（ −6.6）	（ 16.8）	（ 14.2）	（ −8.6）	（ −13.5）	（ 9.9）	（ 10.1）	（ 12.5）
	〔 −46.1〕	〔 −17.3〕	〔 29.2〕	〔 13.2〕	〔 9.3〕	〔 6.9〕	〔 39.8〕	〔 50.8〕
非製造業（船舶・電力を除く）	14,063	12,956	12,471	13,192	4,360	4,192	4,532	4,909
	（ 4.5）	（ −7.9）	（ −3.7）	（ 5.8）	（ −6.0）	（ −3.9）	（ 8.1）	（ 8.3）
	〔 −11.8〕	〔 −10.8〕	〔 −15.0〕	〔 −2.4〕	〔 1.5〕	〔 −7.7〕	〔 3.5〕	〔 10.1〕
官公需	8,048	6,683	6,861	6,845	1,886	2,383	2,351	2,589
	（ 9.5）	（ −17.0）	（ 2.7）	（ −0.2）	（ −26.8）	（ 26.3）	（ −1.3）	（ 10.1）
	〔 20.5〕	〔 −0.8〕	〔 −1.9〕	〔 −4.8〕	〔 −19.4〕	〔 −1.6〕	〔 −19.2〕	〔 −4.5〕
外需	15,502	19,635	22,275	22,806	7,608	7,792	7,995	7,697
	（ 33.5）	（ 26.7）	（ 13.4）	（ 2.4）	（ 2.7）	（ 2.4）	（ 2.6）	（ −3.7）
	〔 −46.8〕	〔 −0.9〕	〔 72.2〕	〔 94.2〕	〔 129.5〕	〔 74.7〕	〔 50.2〕	〔 68.9〕
代理店	2,004	2,183	2,356	2,408	727	796	781	912
	（ 10.3）	（ 9.0）	（ 7.9）	（ 2.2）	（ −17.9）	（ 9.5）	（ −1.8）	（ 16.8）
	〔 −32.4〕	〔 −13.0〕	〔 12.6〕	〔 32.4〕	〔 31.3〕	〔 28.7〕	〔 21.0〕	〔 35.8〕